

## 令和6年第12回大野町農業委員会議事録

令和6年12月5日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第12回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

### 本日の会議に付した議案

- 報第21号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議第34号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第35号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第36号 大野町地域の農業の振興に関する計画の変更について
- 議第37号 農業振興地域整備計画の変更について

---

### 出席農業委員（11名）

- |            |    |           |    |           |    |
|------------|----|-----------|----|-----------|----|
| 1番 末守 吾郎   | 委員 | 3番 内田 博人  | 委員 | 5番 河本 茂樹  | 委員 |
| 6番 見屋井 美栄子 | 委員 | 7番 河野 正和  | 委員 | 8番 目加田 菊次 | 委員 |
| 10番 山村 隆昌  | 委員 | 11番 野村 茂雄 | 委員 | 12番 加納 賢  | 委員 |
| 13番 清水 誠   | 委員 | 15番 飯沼 良一 | 委員 |           |    |

### 出席農地利用最適化推進委員（11名）

- |        |    |       |    |       |    |       |    |
|--------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 岡田 松榮  | 委員 | 林 竜彦  | 委員 | 渡邊 靖  | 委員 | 所 勝重  | 委員 |
| 久保田 静真 | 委員 | 内藤 昭宏 | 委員 | 河田 幸則 | 委員 | 小森 富雄 | 委員 |
| 野津 正明  | 委員 | 宮嶋 博幸 | 委員 | 田代 定  | 委員 |       |    |

### 欠席農業委員（2名）

- |          |    |         |    |
|----------|----|---------|----|
| 2番 馬淵 徳次 | 委員 | 9番 林 和朗 | 委員 |
|----------|----|---------|----|

### 本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- |            |          |         |         |
|------------|----------|---------|---------|
| 事務局長 吉村 康弘 | 係長 高島 伸圭 | 係 田邊 貢一 | 係 若原 宏晃 |
|------------|----------|---------|---------|

(令和6年12月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の馬淵委員、林和朗委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を3番の内田博人委員、5番の河本茂樹委員にお願いしたいと思います。それでは報第21号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第21号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。4筆で2,419.3㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で11,921㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,100㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で4,058.91㎡でございます。

報第21号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第21号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第22号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第22号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番でございます。所有者と耕作者の間で使用賃借権が設定されておりましたが、令和6年11月1日付で合意解約されたということで、通知されました。

2番と3番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年10月16日付で合意解約されたということで、通知されました。

4番と5番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年10月16日付で合意解約されたということで、通知されました。

6番と7番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年10月16日付で合意解約されたということで、通知されました。

8番と9番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による使用賃借権が設定されておりましたが、令和6年10月9日付で合意解約されたということで、通知されました。

10番と11番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため令和6年10月28日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第22号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第22号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第34号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔飯沼良一委員関係者のため離席〕

〔係長高島伸圭 議第34号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は360,500㎡となります。担当推進委員は田代委員でございます。

○議長（目加田菊次会長）

議第34号の3番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

先に関係者案件である議第34号の3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第34号の3番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

[飯沼良一委員着席]

1番でございます。譲受人が譲渡人より新規で、農地を贈与されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は1,260㎡となります。担当推進委員は所委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より新規で、農地を購入されるということで申請されました。譲受人は大野町に移住し、自宅の隣の農地として農業を始める予定です。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は1,189㎡となります。担当推進委員は河田委員でございます。

議第34号については、以上でございます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（目加田菊次会長）

議第34号の1番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第34号の2番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明とおりですが、今回譲受人は初めて農業を始める方なので、区長含め地元で見守りをして農業を続けていけるように支援したいと思っております。

○議長（目加田菊次会長）

議第34号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

1番の案件について、許可要件である効率要件や農作業常時従事要件はどのようになっているか。

○係（若原宏晃）

譲受人は現在大垣市に居住しており、妻の父親の農地と一緒に耕作しているとのこと。今後の農作業従事については、妻が主で耕作を行う予定で年240日、本人は年130日農業に従事されるようです。また、農機具については耕運機を所有しており、足りない分については譲受人の親族が近くにいるので、その方より農機具を借りるとのことです。

○農業委員（13番清水誠委員）

大野町で新規に農業を始める若い方に、JAの青年部に入っていていただいて情報交換など交流ができるといいと思うので連絡をとっていただけないか。

○係（若原宏晃）

事務局の方から本人に連絡をとりますので、その結果を清水委員に連絡させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

議第34号の1番・2番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第34号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第35号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第35号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、隣接する既存住宅の露天駐車場とするために申請されましたが、当該地はすでに造成されて駐車場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、車両運送用大型車両置場として利用するために申請されました。担当推進委員は渡邊委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第35号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の1番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の2番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の3番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

転用許可申請の際に分筆前の面積で申請する場合と、分筆後の面積で申請する場合があると思うが、どちらが正しいのか。

○係（若原宏晃）

どちらの場合でも許可できます。もし許可日までに分筆が終わらなければ地積測量図で分筆予定面積を確認して〇〇㎡の内〇〇㎡で処理します。許可日前までに分筆が終われば、分筆後の地番・面積で処理します。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の1番から3番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第35号の1番から3番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次の議題と致しますが、議第36号及び37号は重複する部分もございますので一括協議とさせていただきます。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第36号及び37号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

議第36号につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第27号におきまして、除外をするにあたり27号計画と呼ばれます、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付ける必要がございます。特定のエリア内の農地につきましては、農業用関連施設や農家住宅等の農業に資するものとして27号計画に位置付けられないと除外ができないこととなっております。今回の案件で該当するものはA-2の1番の1件、合計で299.63㎡でございます。

続きまして、議第37号につきましては、大野町全体を対象としました農業振興地域整備計画の変更であります。この中には先ほどご説明しました27号計画の案件も含まれます。こちらは全ての案件が対象となりまして、今年度は全体で3件ございますが、今回の審議では2件、合計で613.63㎡でございます。残りの1件については、資料の不足により次回の農業委員会にお諮りさせていただきたいと思っております。農振除外ができる基準としましては、6要件と呼ばれる条件を満たすこと、また27号計画に位置付けられているもの等でございます。

〔係長高島伸圭 6要件の詳細について説明〕

議第36号及び37号につきましては、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から計画を策定する際、また変更をする際には農業委員会に意見聴取することとなっております。全体の案件については以上でございます。

個別案件について説明いたします。個別事業計画書をご覧ください。

A-1の1番の案件につきましては、一般個人住宅として申請されました。1筆で496㎡の内314㎡でございます。

A-2の1番の案件につきましては、分家住宅として申請されました。1筆で3,477㎡の内299.63㎡でございます。こちらについては27号計画に位置づける必要がある案件となりま

す。

○議長（目加田菊次会長）

A-1の1番、A-2の1番につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

A-1の1番の案件について、個別計画書の道路の幅員が2.7mで土地利用計画図では4mとなっているが、今後拡幅の計画でもあるのか。

○係長（高島伸圭）

西側の道路については現状で4mない道路で、拡幅の予定もないので図面が修正になると思います。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

建築基準法上幅員が4m以上ないと住宅の建築ができないと思うが、建設部局に確認はとってあるのか。

○係長（高島伸圭）

建設部局の方には確認をとっており、現在意見書の回答待ちです。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

A-1の1番の案件について、申請地の周りが柿畑に隣接しているので、柿の防除の際に消毒の影響を受けると思うが、そのあたりは周りの農家含めて大丈夫なのか。

○係長（高島伸圭）

隣地承諾をとっていますので、防除含めて周りの農家さんに承諾をいただいていると考えております。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

隣地承諾については、申請地の隣接部分の農家さんになるが、それ以外の周りの農家さんは大丈夫なのか。

○議長（目加田菊次会長）

事前に申請者に周りは柿畑なので、柿の消毒が行われることへの了承をいただくことと、柿農家さんについても柿の消毒をする際には申請者に報告をしていただくことを条件等に加えるということではいかかでしょうか。

○係長（高島伸圭）

それでは、通知の際に条件に記載させていただきます。

○係（若原宏晃）

先ほどの幅員についてですが、今建設部局のほうで確認をとったところ2.7mではなく4mとことです。よって住宅の建築は可能になりますので個別事業計画書を修正させていただきます。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

もう1点質問させていただきます。代替地検討のところで、農振農用地外の農地があるのに今回の農地を選定したのはなぜか。

○係長（高島伸圭）

本来であれば、農振農用地外の農地で転用をしていただくのですが、こちらの農地は令和4年度除外申請をされ令和5年に農振農用地から外れた農地であり、転用目的が違うため申請地から外しました。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

A-2の1番の案件について、第1種農地に該当し原則農地転用ができない農地になると思いますが、例外要件の住宅の集落接続で許可をするという考えでよいのか。

○係長（高島伸圭）

事務局としては、第1種農地の例外要件の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして許可見込みと判断しております。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第36号のA-2の1番、議第37号のA-1の1番、A-2の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については1月7日9時より行います。よろしくお願いします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第12回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これを持ちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

内田 博人



委員

河本 茂樹

